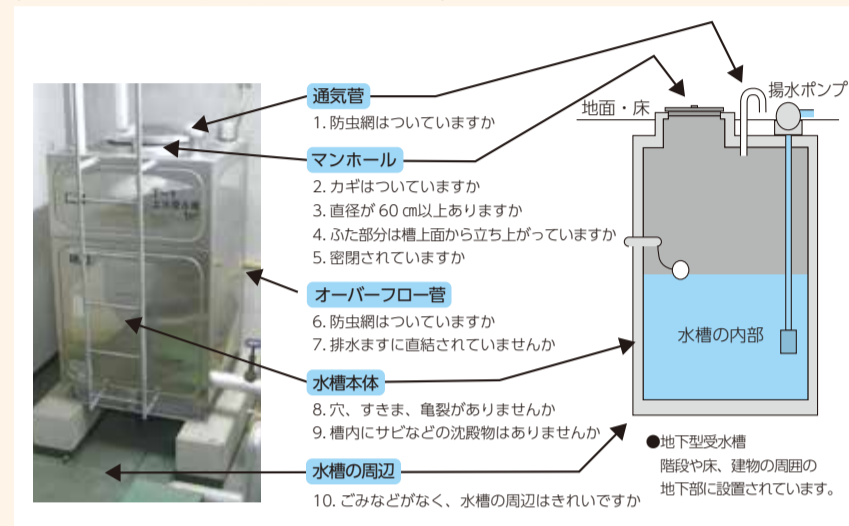


水道局からのお願い

ビル・マンションの受水槽や高置水槽の適正な管理について

安心して水を飲むためには、給水装置の正しい維持管理が必要です。
特にビル、マンションに受水槽や高置水槽を設置している場合には、設置者（建物の所有者等）の責任で定期的な点検、清掃等を行い、適正管理に努めなければなりません。

- 1年に1回は、定期的に水槽内の清掃を行いましょ。 (安全面も考慮し、専門業者へ依頼することをお勧めします)
- 月に1回は水槽の点検を行いましょ。 (下記の項目を参考に、点検してください)



○日頃から水質の点検を行いましょ。

<p>●変な味がする 鉄サビやその他の物質による原因が考えられます。</p>	<p>●水が赤っぽい 一般に鉄サビによるものです。鉄管や、鋼製の受水槽などにサビが出ていることが考えられます。</p>	<p>●水が濁っている 受水槽が汚れていることなどが考えられます。</p>	<p>●臭いがする 塩素臭（カルキ臭）の場合は安全ですが、その他の臭いがするときは受水槽などへの異物（油、薬剤など）の流入が考えられます。</p>
---	--	--	--

受水槽の容量が10m³を超える場合は、水道法に基づいて、1年に1回、国の登録を受けた検査機関による法定検査を受けなければなりません。

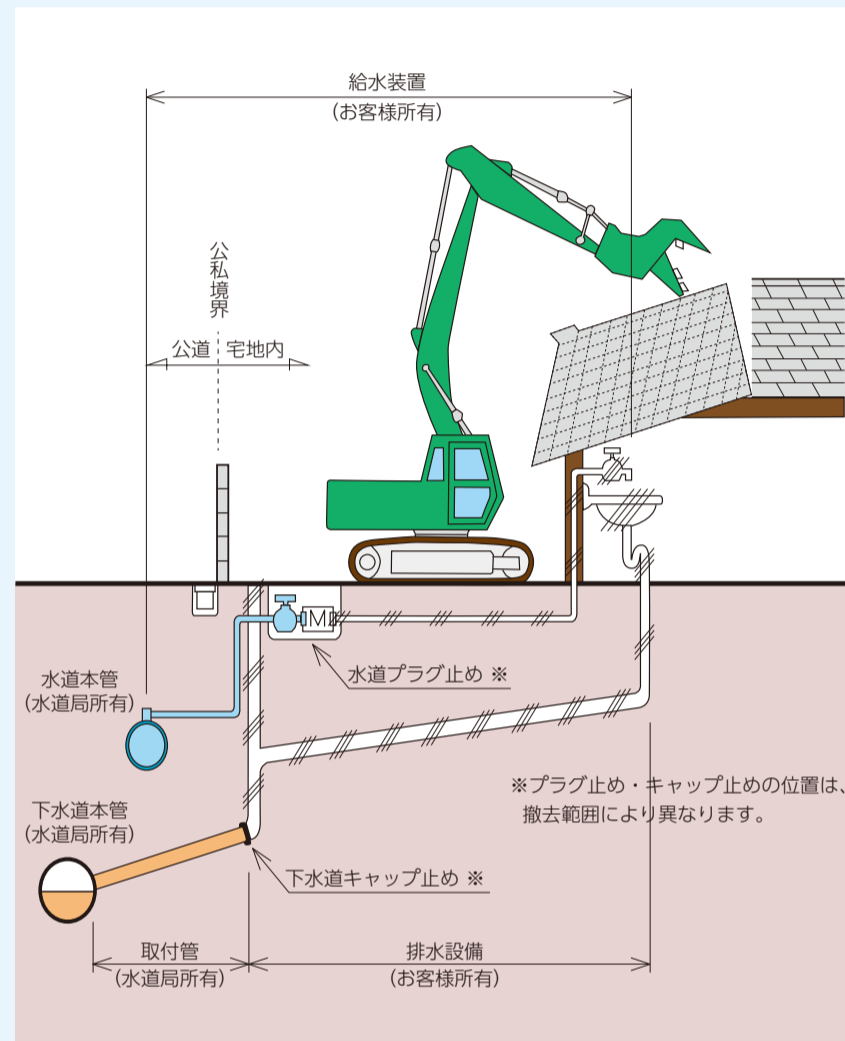
10m³以下の場合であっても、1年に1回は登録検査機関による水質検査を受けましょ。

- ※市内の登録検査機関
公益社団法人 鹿児島県薬剤師会試験センター (TEL:253-8935)
- 【環境局 環境衛生課 TEL:216-1300】
【給排水設備課 TEL:213-8522】

家屋などの解体をするときも事前に水道局へ申請してください

給水装置・排水設備の新設や改造を行うときの工事申請のほかに、家屋などの解体で給水装置・排水設備の撤去を行うときも、事前に工事の申請が必要となります。

その際、水道管の破損及び下水道管の詰まりや宅地内の陥没などの発生を防ぐために、給水装置はプラグ止め、排水設備はキャップ止めなどの工事が必要になりますので、必ず解体工事に着手する前に水道局指定工事業者に工事申請を依頼していただきますよう、お願いします。



【給排水設備課 TEL:213-8522】

所有者の変更について

- 土地・建物の売買、相続、贈与等で、給水装置・排水設備の所有者が変わるときは、所有者変更の届出が必要です。
- 異動届出書の様式は、水道局のホームページからダウンロードできます。

【給排水設備課 TEL:213-8521】

転居されるときは、3日前までにご連絡ください

- 転居のご連絡がないと「使用中」とみなし、水道料金・下水道使用料をお支払いいただくこととなります。
- 市内間での転居の場合は、ご希望があれば、引き続きこれまでと同じ口座から料金引き落としができます。
(転居連絡の際にお申込みください。)
- インターネットから、24時間いつでも水道(下水道)の使用開始、中止のお申込みができます。
「鹿児島県電子申請共同運営システム」
(<http://www.shinsei.elg-front.jp/kagoshima2/>)

※携帯電話からは、右のQRコードをご利用ください。
※転居の3日前を過ぎている方や、使用中の検針時に集金を希望される方は、直接、電話でご連絡をお願いします。



【お客様料金センター TEL:812-6171 FAX:812-6175】

～健康のために水道水を飲みましょ～

○人間は普通に生活しているだけでも、汗や排泄物などで1日に約2.5リットルもの水分が失われています。
それに対し、食事や体内で作られる水分は約1.3リットルしかなく、水を飲むことによる水分補給がなければ、約1.2リットルの水分が不足してしまい、脱水症状や熱中症、さらには脳梗塞や心筋梗塞の要因となってしまいます！

1. のどが渇いたら、すでに「脱水」は始まっています。渇きを感じる前に水分補給をましょ！
2. 入浴、就寝の際にもたくさんの汗をかきます。入浴や就寝の前後にそれぞれコップ1杯の水を飲むように心がけましょ！
3. 夏は熱中症が多くなる季節です。いつもよりもこまめに水分補給をましょ！

☆水分補給に、おいしい「水道水」をぜひお飲みください!!
※次ページのQ & Aにある、水道水をよりおいしく飲む方法を参考にしてください。

